

蚊を介する感染症の予防対策

▼問合せ  
▽蚊媒介の感染症に関すること  
県 保健医療政策課  
☎048-830-3557  
▽蚊の防除に関すること  
県 生活衛生課  
☎048-830-3606

これから蚊が発生する季節を迎えます。ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。

蚊が媒介する感染症にかからないためには、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をとることが重要です。

屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶に溜まった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日頃から住まいの周囲の水たまりをなくすように心がけましょう。

※蚊の活動は概ね10月下旬ごろで終息します。これらの対策は10月下旬ごろまでを目安に行いましょう。

愛の募金運動にご協力をお願いします

▼問合せ 福祉課  
☎62-0716

埼玉県更生保護女性連盟・小川地区更生保護女性会では、法務省主催の「社会を明るくする運動」期間中に「愛の募金運動」を行っています。

愛の募金を通して更生保護施設への助成、愛の図書の配布、DV被害者への支援等の資金的な援助を行っています。活動の趣旨をご理解いただき、ご支援ご協力をお願いします。

犬の飼い方のルールについて

▼問合せ 環境課  
☎62-0719

- ・ 次のルールを守って飼いましょ。
- ・ 放し飼いや散歩で放すことはやめましょ。
- ・ つないで飼う場合は場所と綱の長さ
- ・ に気を配りましょ。
- ・ ふん、尿の後始末をましょ。
- ・ 鳴き声や毛の飛散で周囲に迷惑を
- ・ かけないようにましょ。
- ・ 犬の登録、狂犬病の予防接種を必ずましょ。
- ・ 責任をもって最後まで飼いましょ。

今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円!

▼問合せ 総務課  
☎62-2151

サマージャンボ宝くじ

1等 5億円×23本  
前後賞各 1億円×46本  
(発売総額690億円・23ユニットの場合)

サマージャンボミニ

1等 3,000万円×28本  
前後賞各 1,000万円×56本  
(発売総額210億円・7ユニットの場合)

発売期間

7月13日(火)～8月13日(金)  
抽せん日は8月25日(水)

宝くじ公式サイトでも宝くじを購入できます!!

特典1 たまる!つかえる!宝くじポイント  
宝くじの購入で100円につき1ポイントの宝くじポイントが獲得できる!  
宝くじ公式サイトや宝くじ売り場で1ポイント1円としてつかえる!

特典2 購入～受取までネットで完結!  
24時間いつでも宝くじの購入可能! 抽せん結果も宝くじ公式サイトで確認!  
当せん金は、登録した受取口座に自動でお振り込みするので、とっても便利!

特典3 宝くじ会員限定のキャンペーンに参加できる!  
他にもお得な特典や便利なサービスいろいろ!  
今すぐ会員登録!!

本件に関するお問い合わせ先 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)  
受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。



募集

第44回日本スリーデーマーチ

▼問合せ 第44回日本スリーデーマーチ実行委員会  
☎23-33330

日程 11月5日(金)～7日(日)

場所 東松山市立松山第一小学校校庭(メイン会場)

定員 5,000人(申込順)

申込み 大会公式ホームページまたは埼玉県内各市町村窓口、東武東上線各駅、武蔵野銀行各店に備え付けのパンフレットをご覧ください。



大会公式ホームページ

医療・保険・年金

国民健康保険「被保険者証」の送付

▼問合せ 町民課  
☎62-2154

現在、お持ちの国民健康保険の被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日となっています。

新しい被保険者証は7月中旬以降、簡易書留郵便にてお送りします。期限の切れた被保険者証は、役場町民課まで返却していただくか、ご自身で破棄してください。

限度額適用認定証(標準負担額減額認定証)の更新

▼問合せ 町民課  
☎62-2154

窓口でのお支払いが限度額までで済む「限度額適用認定証」は、申請により交付されます。住民税非課税世帯には、入院時の食事代の減額も併せた「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます。

どちらの認定証も有効期限が7月末日となっておりますので、継続して入院している方などは8月以降、再度申請が必要です。外来でも適用できますので、必要な方は役場町民課保険年金担当の窓口にて申請してください。

国民年金保険料には免除制度があります

▼問合せ  
▽川越年金事務所  
☎049-1242-12657  
▽町民課  
☎62-2154

保険料の未納状態が続くと、将来受

給することのできる年金額に影響がでる以外にも、万一障害や死亡といった不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。そのため、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予制度」があります。

申請免除

所得が少なく保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が免除されます。申請者本人被保険者・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

- ・ 全額免除
- ・ 4分の3免除
- ・ 半額免除
- ・ 4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要がありますのでご注意ください。納付書は、承認通知書と合わせて日本年金機構から送られてきますので、納付期限内に納付してください。

納付猶予

50歳未満の方(学生を除く)で本人(被保険者)・配偶者の前年所得が基準額以下の場合、保険料の支払が猶予されます。

申請免除等の承認期間と申請時期  
免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。

今年度の免除申請は7月1日(木)から申請可能です。  
※過年度の申請についても、申請月から2年1か月前まで遡って免除申請が可能です。詳しくは窓口や電話でご相談ください。

後期高齢者医療保険「被保険者証」及び「保険料通知」の送付

▼問合せ 町民課  
☎62-2154

被保険者証

現在、お持ちの被保険者証は、有効期限が7月31日(土)までとなっております。

8月1日(日)から令和4年7月31日(日)までご利用いただく新しい被保険者証は7月中旬以降に転送不要の簡易書留郵便にてお送りしますので、必ず受領してください。

保険料通知

令和3年度の保険料通知につきましては、7月中旬頃に通知しますので必ずご確認ください。なお、納期後一定期間を経過すると、督促状を送付する場合がありますので、納期限までにお支払をお願いします。